

南平児童センター基本調書

施設概要																			
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的として、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項の規定に基づき児童センターを設置する。																		
所在地	川口市末広 3 丁目 7 番 2 1 号																		
構造規模	<p>①構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て ※南平たたら荘・南平保健ステーションとの複合施設</p> <p>②敷地面積 1322.37 m²(全体)</p> <p>③延床面積 426.17 m²(2 階部分・入口スロープ含む)</p> <p>④施設内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">集会室 (会議室及び母親クラブ室)</td> <td style="text-align: right;">92.36 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">遊戯室兼体育室 (軽い運動のできる部屋)</td> <td style="text-align: right;">42.66 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">図書室 (子どもたちの児童書を設置)</td> <td style="text-align: right;">39.22 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">乳幼児室 (乳幼児専用室)</td> <td style="text-align: right;">41.76 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務室 (職員用)</td> <td style="text-align: right;">34.36 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">相談室 (市相談員専用)</td> <td style="text-align: right;">30.24 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">トイレ、倉庫など</td> <td style="text-align: right;">145.57 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">426.17 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">屋上広場 (屋外用遊び場)</td> <td style="text-align: right;">203.95 m²</td> </tr> </table>	集会室 (会議室及び母親クラブ室)	92.36 m ²	遊戯室兼体育室 (軽い運動のできる部屋)	42.66 m ²	図書室 (子どもたちの児童書を設置)	39.22 m ²	乳幼児室 (乳幼児専用室)	41.76 m ²	事務室 (職員用)	34.36 m ²	相談室 (市相談員専用)	30.24 m ²	トイレ、倉庫など	145.57 m ²	計	426.17 m ²	屋上広場 (屋外用遊び場)	203.95 m ²
集会室 (会議室及び母親クラブ室)	92.36 m ²																		
遊戯室兼体育室 (軽い運動のできる部屋)	42.66 m ²																		
図書室 (子どもたちの児童書を設置)	39.22 m ²																		
乳幼児室 (乳幼児専用室)	41.76 m ²																		
事務室 (職員用)	34.36 m ²																		
相談室 (市相談員専用)	30.24 m ²																		
トイレ、倉庫など	145.57 m ²																		
計	426.17 m ²																		
屋上広場 (屋外用遊び場)	203.95 m ²																		
利用時間	午前 9 時から午後 6 時																		
休所日	毎週火曜日、祝日 (5 月 5 日のこどもの日は開館し、翌日を休所)、 年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)																		
主な対象者	18 歳未満の児童。 (小学校へ上がる前の幼児は、原則として保護者と一緒に利用)																		
利用料金	無料																		
選定概要																			
選定要旨	指定管理者の候補者の選定は、提出された申請書に基づき手続条例第 4 条に定める選定基準に照らし、学識経験を有する者で構成する選定及び評価会議等において事前に意見を聴取した上で総合的に審査し、児童センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められるものを選定します。																		
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 【5 年】																		
選定種別	随意指定																		
随意理由	当該施設は 1 階に社会福祉法人川口市社会福祉事業団所有の南平たたら荘、2 階に川口市立南平児童センターが設置されている 2 階建て複合施設「南平福祉会館」に設置されており、電気・ガス・水道等のメーター類が個別に設置されていないため、施設ごとの経費把握が困難なこと、1 階・2 階のそれら設備を分離するには、改修に多額な費用を要することから、昭和 59 年 4 月から管理運営を業務委託している、川口市社会福祉事業団を随意指定として選定する。																		

選定結果	
指定管理者候補者	
名称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団
所在地	埼玉県川口市大字道合 1421 番地
代表者	理事長 水野 敦志
主な業種	福祉
法人の目的	川口市社会福祉事業団は、市と一体となって、川口市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
法人の事業	第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、公益を目的とする事業
指定管理料	【5年総額】97,243,000円
子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会における選定経過及び結果	
選定理由	<p>当該施設は1階に社会福祉法人川口市社会福祉事業団所有の南平たたら荘、2階に川口市立南平児童センターが設置されている2階建て複合施設「南平福祉会館」に設置されており、電気・ガス・水道等のメーター類が個別に設置されていないため、施設ごとの経費把握が困難なこと、1階・2階のそれら設備を分離するには、改修に多額な費用を要することから、昭和59年4月から管理運営を業務委託している、川口市社会福祉事業団を随意指定として選定を行いました。</p> <p>子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会において、指定管理者選考審査基準に従い、児童センターの目的役割等を十分に理解し、児童健全育成の場としての施設運営が適切に行なわれ、かつ、センター運営における運営理念・方針、法人等運営、財産管理、施設運営管理が適正であるかについて、提出された資料の審査や法人からのヒアリングを行い、総合的に評価して選考を行いました。</p> <p>選考評価表に従って5名の選考委員が7分野20項目について採点した結果500点満点中357点、各項目5点満点中平均3.57点となりました。法人の運営事業や福祉・教育施設運営の実績等について、現在川口市で22施設の指定管理者として運営を行っており、併せて6つの福祉事業を受託するとともに、自主経営事業として15事業の効率的な運営管理と福祉サービスの向上に努めていることから、特に高い評価を得られました。</p> <p>その他、利用者ニーズへの柔軟な対応とサービス向上の取り組みや職員の専門知識や利用者への指導能力の育成のための支援体制、遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供などについて評価されました。</p> <p>選定及び評価専門委員会では上記意見等を踏まえ、選考評価表の採点結果により「社会福祉法人川口市社会福祉事業団」を当該施設の指定管理者候補者とするものです。</p>

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等

南平児童センターの指定管理者候補者の選定については、専門委員会で適正な手続がなされ、候補者として選定基準等に合致しているものと判断した。

選定書類

選定書類	添付資料
南平児童センター選考評価表	別紙1
審査基準	別紙2
審査表	別紙3

選定スケジュール

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議及び専門委員会選定スケジュール

○第1回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者選定方法、募集内容、審査基準	平成27年 5月29日
○第2回専門委員会○ *施設視察、募集要項及び評価項目について	平成27年 7月28日
○第3回専門委員会○ *施設視察	平成27年 8月 5日
○第4回専門委員会○ *プレゼンテーション審査	平成27年 8月19日
○第5回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者の決定	平成27年 9月30日
●川口市指定管理者候補者選定及び評価会議●	平成27年11月 6日

子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会委員名簿

	役職	氏名	区分	経歴等
1	委員長	大久保 光 人	川口市職員	子ども部長
2	副委員長	小 林 修	税理士	小林修税理士事務所所長
3	委員	尾 木 ま り	知識経験者	子どもの領域研究所所長
4	委員	滝 川 敬 子	知識経験者	川口市民生委員児童委員協議会委員
5	委員	田 中 江美子	知識経験者	川口市保育所研修会会長

川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿

	役職	氏名	区分	経歴等
1	会 長	水野 敦志	副市長	
2	副会長	高田 勝	副市長	

3	副会長	寺田 美津司	社会保険労務士	埼玉県社会保険労務士会川口支部長
4	委員	谷川 光洋	弁護士	弁護士会埼玉弁護士会所属
5	委員	鈴木 真由美	税理士	関東信越税理士会川口支部所属
6	委員	木村 裕美	中小企業診断士	早稲田大学研究員
7	委員	伊藤 正樹	市民代表	川口機械工業企業研究会特別幹事
8	委員	佐藤 千恵子	市民代表	スクールカウンセラー
9	委員	橋本 泰孝	市民代表	NPO川口市民環境会議 副代表理事

南平児童センター選考評価表

法人名 社会福祉法人川口市社会福祉事業団

1 児童センターの運営方針について	A	B	C	D	E	合計
①児童センターの運営を希望する理由	4	4	3	4	3	18
②児童センター運営の理念	3	3	3	4	3	16
2 児童センターを利用するものの平等な利用の確保について	A	B	C	D	E	合計
①市民ニーズの把握と一般利用児童及び団体利用の対応	3	4	4	5	3	19
3 施設の効果の発揮について	A	B	C	D	E	合計
①児童センターの目的を達成するための考え方と方策	3	3	3	5	4	18
②市民へ関連情報の提供方法と関連組織との連携方策	3	3	4	4	3	17
4 管理運営を行う人的及び物的な能力について	A	B	C	D	E	合計
①職員の専門知識や利用者への指導能力の育成	4	4	3	5	3	19
②質の向上に向けた取組み	4	3	4	5	3	19
③苦情等の対応手法と、リスクマネジメント	3	3	4	4	4	18
5 管理経費の縮減について	A	B	C	D	E	合計
①運営経費の有効かつ効果的な活用方法	2	3	4	4	3	16
②計画的かつ適正な収支計画	2	3	4	4	3	16
6 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関することや児童健全育成に必要な活動に関すること	A	B	C	D	E	合計
(1)遊びによる子どもの育成	4	4	4	4	3	19
(2)子どもの居場所の提供	4	4	4	4	3	19
(3)子どもが意見を述べる場の提供	3	3	4	4	3	17
(4)配慮を必要とする子どもの対応	3	3	3	5	3	17
(5)保護者の子育ての支援	3	3	4	4	4	18
(6)地域子育て支援拠点事業（連携型）に関する活動	3	3	4	5	3	18
(7)地域の健全育成の環境づくり	3	3	4	4	3	17
(8)ボランティアの育成と活動	4	3	4	4	3	18
7 応募法人の現状等	A	B	C	D	E	合計
①法人の運営事業や福祉・教育施設運営の実績等	4	4	4	4	4	20
②財務の状況	3	4	5	3	3	18
総合得点	65	67	76	85	64	357
平均点	3.25	3.35	3.8	4.25	3.2	3.57

事業計画書「事業運営に関する質問書」

1 児童センターの運営方針について

①児童センターの運営を希望する理由

- ・全国にある児童センターの中で、どうして本児童センターで運営を行いたいのか。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

②児童センターの運営理念

- ・児童センターの設置目的を理解し、児童の発達増進、居場所機能、問題の発生予防と対応、子育て家庭への支援と地域子育て力の向上に資する適切な理念、方針や考え方が述べられているか。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

2 児童センターを利用するものの平等な利用の確保について

①市民ニーズの把握と一般利用児童及び団体利用の対応

- ・市民ニーズの把握方法の有効性や利用者を尊重する姿勢がみられるものとなっているか。
- ・受付の方法や、利用希望が重複した場合など、平等公平に施設利用運営が行われるような提案か。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

3 施設の効果の発揮について

①児童センターの設置目的を達成するための考え方と方策

- ・目的を達成するための考え方を述べているか。
- ・児童の発達増進、居場所機能、問題の発生予防と対応、子育て家庭への支援と地域子育て力の向上の成果が望まれるものとなっているか。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

②市民への関連情報の提供方法と関連組織との連携方策

- ・必要な社会資源(関連機関・団体、情報)を的確に認識しその入手方法や関連組織との効果的な連携方策を述べているか。
- ・またそれらをどのように市民へ提供していくのか具体的に述べられているか。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

4 管理運営を行う人的及び物的な能力について

①職員の専門知識や利用者への指導能力の育成

- ・職員の専門知識の習得や利用者への指導能力について、どのような考えで、向上させていくのか。
- ・また、そのための職員研修などを具体的にどのように実施していくのか。
- ・期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

②質の向上に向けた取組み

- ・サービスの質の向上を目指し、内容の見直しなどが行われる具体的な提案があるか
- ・期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

③苦情等の対応手法と、リスクマネジメント

- ・トラブルや苦情への考え方や対応は適切に示されているか。
- ・様々なリスクを想定し、保険等への加入など具体的な対策を示しているか。
- ・期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

5 管理経費の縮減について

①運営経費の有効かつ効果的な活用方法について

- ・経費を有効かつ効果的に配分しているか。
- ・他の事業者との事業内容を比較して、効率的な額となっているか。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

②計画的かつ適正な収支計画

- ・修繕費を含め、必要な経費を見積もっているか。
- ・5ヵ年分の計画的な収支を計上しているか。
- ・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

6 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関することや児童健全育成に必要な活動に関すること

1遊びによる子どもの育成【発達の増進】子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること

(具体的に事業内容等を記入してください)

* 仕様書抜粋 *

(1)遊びによる子どもの育成

①子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

②子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

2子どもの居場所の提供【安全で安心な児童の居場所としての機能】子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること

(具体的に事業内容等を記入してください)

* 仕様書抜粋 *

(1)子どもの居場所の提供

①子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

②子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

3子どもが意見を述べる場の提供【安全で安心な児童の居場所としての機能】子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること

(具体的に事業内容等を記入してください)

* 仕様書抜粋 *

(2)子どもが意見を述べる場の提供

①児童センターの活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるよう配慮すること。

②子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童(以下、「年長児童」という)が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

③子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童センターの運営や地域の活動に生かせるように努めること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

4配慮を必要とする子どもの対応【児童に関する問題の発生予防と早期発見及び対応】
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること

(具体的に事業内容等を記入してください)

仕様書抜粋

(1) 配慮を必要とする子どもの対応

- ①障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- ②家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童センターが安心できる居場所となるように配慮すること。
- ③子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

5保護者の子育ての支援【子育て家庭への支援】子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること

(具体的に事業内容等を記入してください)

仕様書抜粋

(1) 保護者の子育ての支援

- ①子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。
- ②子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。
- ④地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

6地域子育て支援拠点事業(連携型)に関する活動【子育て家庭への支援】「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の定めに従い、連携型としての要件を満たすよう環境整備や事業の実施とともに関係法令等を遵守した事務も適正に行うこと

(具体的に事業内容等を記入してください)

仕様書抜粋

(2) 地域子育て拠点事業(連携型)に関する活動

「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の定めに従い、地域子育て支援拠点の連携型としての要件を満たすよう環境整備や事業の実施をするとともに、関係法令等を遵守したうえで関連する事務も適正に行うこと。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

7地域の健全育成の環境づくり【地域組織活動の育成】地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと

(具体的に事業内容等を記入してください)

仕様書抜粋

(1)地域の健全育成の環境づくり

- ①児童センターの活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童センター活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
②地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

8ボランティアの育成と活動【地域組織活動の育成】地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと

(具体的に事業内容等を記入してください)

仕様書抜粋

(2)ボランティアの育成と活動

- ①児童センターを利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童センターや地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
②児童センターを利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童センターとのつながりが継続できるようにすること。
③地域住民がボランティア等として、児童センターの活動に参加できる場を提供すること。

・上記仕様に対し期待以上の効果が見込まれる5点、期待以上の活動がある4点、適当(期待どおりの効果と活動量がある)3点、効果が薄い2点、具体性が無い1点の5段階でご評価をお願いいたします。

7 応募法人の現状等

①法人の運営事業や福祉・教育施設運営の実績等について

・類似施設の運営実績はどうか。

・非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

②財務の状況について

・決算報告、財産目録、残高証明、財務分析表を参照し、非常に優れている5点、優れている4点、適当3点、やや劣っている2点、劣っている1点の5段階でご評価をお願いいたします。

児童センター一選考評価表

委員氏名 _____

法人名 _____

1 児童センターの運営方針について		非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
①児童センターの運営を希望する理由	質問書1①	5	4	3	2	1
②児童センター運営の理念	質問書1②	5	4	3	2	1
2 児童センターを利用するものの平等な利用の確保について		非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
①市民ニーズの把握と一般利用児童及び団体利用の対応	質問書2①	5	4	3	2	1
3 施設の効果の発揮について		非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
①児童センターの目的を達成するための考え方と方策	質問書3①	5	4	3	2	1
②市民へ関連情報の提供方法と関連組織との連携方策について	質問書3②	5	4	3	2	1
4 管理運営を行う人的及び物的な能力について		期待以上の効果	期待以上の活動	適当	効果が薄い	具体性が無い
①職員の専門知識や利用者への指導能力の育成	質問書4①職員配置	5	4	3	2	1
②質の向上に向けた取組み	質問書4②	5	4	3	2	1
③苦情等の対応手法と、リスクマネジメント	質問書4③	5	4	3	2	1
5 管理経費の縮減について		非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
①運営経費の有効かつ効果的な活用方法	質問書5①収支計画	5	4	3	2	1
②計画的かつ適正な収支計画	質問書5②収支計画	5	4	3	2	1
6 児童に対する集団的又は個別的な遊びの指導に関することや児童健全育成に必要な活動に関すること		期待以上の効果	期待以上の活動	適当	効果が薄い	具体性が無い
(1)遊びによる子どもの育成	事業計画書1	5	4	3	2	1
(2)子どもの居場所の提供	事業計画書2	5	4	3	2	1
(3)子どもが意見を述べる場の提供	事業計画書3	5	4	3	2	1
(4)配慮を必要とする子どもの対応	事業計画書4	5	4	3	2	1
(5)保護者の子育ての支援	事業計画書5	5	4	3	2	1
(6)地域子育て支援拠点事業（連携型）に関する活動	事業計画書6	5	4	3	2	1
(7)地域の健全育成の環境づくり	事業計画書7	5	4	3	2	1
(8)ボランティアの育成と活動	事業計画書8	5	4	3	2	1
7 応募法人の現状等		非常に優れている	優れている	適当	やや劣っている	劣っている
①法人の運営事業や福祉・教育施設運営の実績等	様式5(7-(1))	5	4	3	2	1
②財務の状況	様式5(7-(2))	5	4	3	2	1